

嘉麻市バス停待合環境整備について (上屋設置事業)

令和 7 年 5 月 2 9 日
嘉麻市 交通政策課

嘉麻市地域公共交通計画におけるアンケート調査においてもバス停の待合環境改善に対する意見が多い状況であったため、令和5年度から2カ年計画で33基のベンチ設置事業を実施した。

今後は、近年多発する猛暑や豪雨に対応したバスの待合環境を整えるため、高齢者が利用されることが多く、待合時間が長いことが想定される商業施設周辺のバス停を中心に上屋の設置事業を実施する予定としている。

【調査の概要】

- ▶ 対象路線数 幹線4路線、枝線4路線（全路線）
- ▶ 対象バス停数 201か所（上り・下りの合計 258本）
- ▶ 調査方法 現地での目視による現況調査
- ※ 市バス利用者数（参考） 133,074人（令和6年度実績）

市バス停留所上屋設置事業

上屋設置の見込数

市内の主な商業施設は7施設あり、商業施設を利用するのに最適なバス停のうち、道路管理者からの占用許可を得られそうな3～4か所に上屋を設置していきたいと考えています。



乗降者数（令和6年度）

（人）

バス停名	乗車人数	降車人数	合計
大藪	1,569	2,074	3,643
岩崎	3,278	2,852	6,130
平	4,460	4,472	8,932
吉隈	580	645	1,225
道の駅うすい	738	1,106	1,844
嘉麻警察署	96	109	205
猪之鼻	670	658	1,328

○ 上屋の道路占用許可について

1. 基本方針

上屋は、バス停留所等に設置される場合、ベンチに付随して設置される場合等道路の歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合は許可するものとする。また、一般に、壁面には風雨を遮ること等によりバス利用者等の待合い時における快適性の向上に資する効用が認められるなど、待合施設としての多様な機能が期待されるものと考えられることから、壁面を有する上屋の許可も可能であるものとする。

2. 設置場所

電柱等の他の占有物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所

①道路の法敷

②歩道の幅員が原則 2 m以上確保できる歩道

③道の駅、自動車駐車場に設置する場合は、自動車の駐車スペース以外

④設置する上屋が壁面を有する場合、交差点の附近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所

⑤近傍に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合には、視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所

⑥その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所

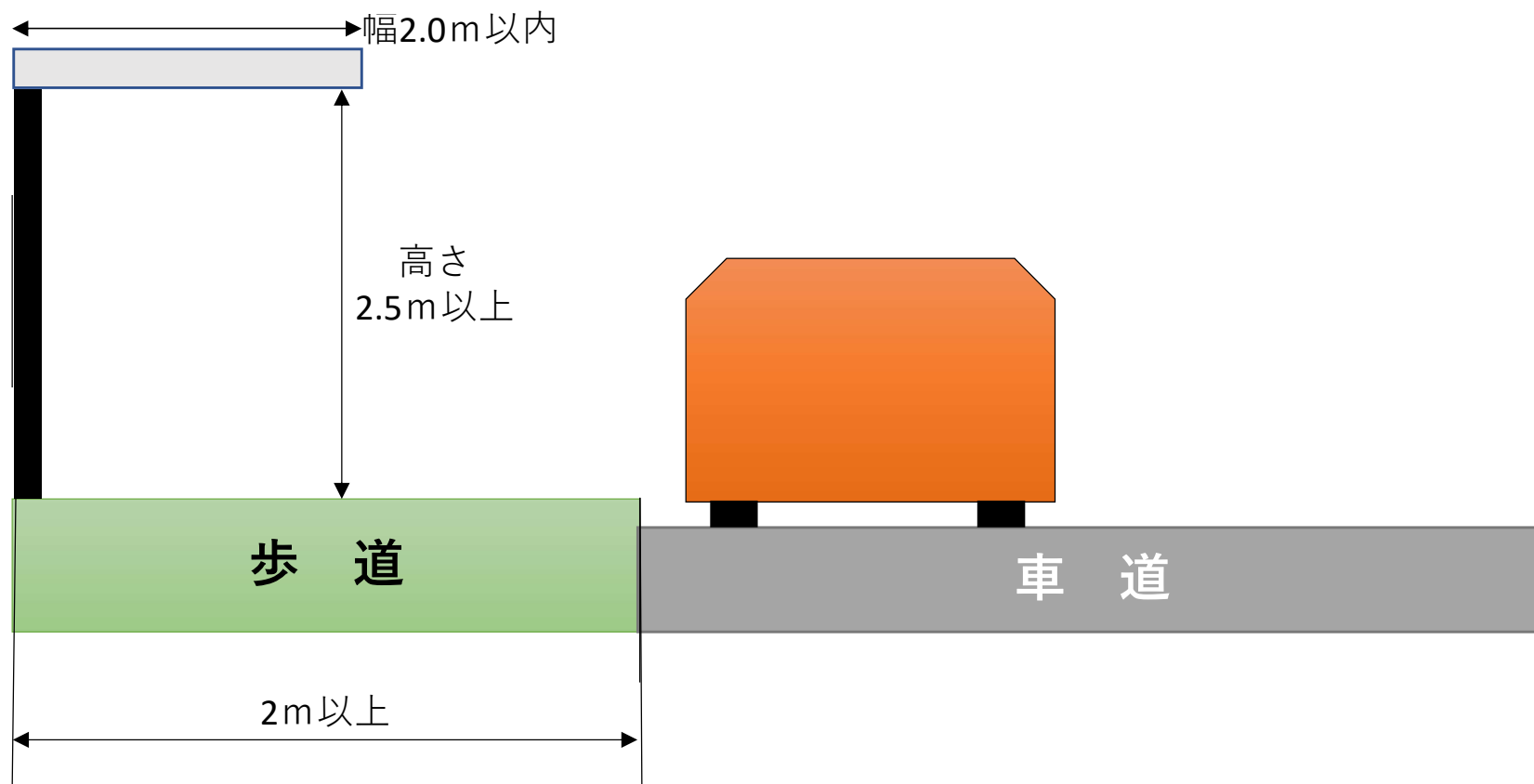
3. 上屋の構造

- ①上屋は、歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。
 - ②上屋の幅は、原則として2 m以下とすること。ただし、5 m以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
 - ③上屋の高さは、原則として路面から2.5 m以上とすること。
 - ④上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。
- 設置する上屋が壁面を有する場合には、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次の各号に掲げるところによること。
- 一 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。
 - 二 壁面の面数は、三面以内であること。
 - 三 壁面の材質は、透明なものであること。
 - 四 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。
- ⑤上屋には、装飾のための電気設備を設置しないこと。
 - ⑥上屋には、別に定める場合を除き、広告物等の添加又は塗装をしないこと。

4. 上屋の占用主体及び管理

- ① 占用主体は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会その他これらに準ずるものであり、適切な管理能力を有すると認められるもの。
- ② 上屋の管理については、占用者から管理規定等を徴し、管理に万全を期するように指導すること。

《設置イメージ（断面図）》



○ 上屋設置に係る基本的な考え方

市バスの乗降者数が多い停留所において、上屋設置に係る道路占用許可基準を踏まえ、市バスのバス停における上屋の設置基準を以下のとおり定める。

【上屋設置基準】

①市バスの乗降者数3,000人程度を有する停留所

②有効幅員2m以上を確保できる歩道等

※公道への設置は警察に道路使用許可及び道路管理者に道路占用許可の申請が必要

③私有地等に設置が必要な場合は、土地所有者及び近隣住民の承諾

④待合時間が長いことが想定される商業施設付近の停留所

【上屋設置見込数】

上屋設置基準に基づく設置見込数は、バス停箇所数2カ所程度が該当し、上屋設置3～4基程度を想定しており、2か年の年次計画で設置予定。

【参考：上屋の概要】

